

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)案について

令和2年3月19日
くらしの安心推進課

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)案」(以下「計画」という。)について、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえた修正を行い、3月6日(金)に開催した鳥取県犯罪のないまちづくり協議会において、提示案のとおり策定することが妥当との答申をいただいたので報告する。

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間：令和2年2月17日(月)から3月2日(月)まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、ウェブページ応募フォーム、県庁県民参画協働課や各総合事務所等に設置した意見箱、市町村役場窓口
- (3) 意見総数：33件(11名)
- (4) 意見の概要
寄せられた意見は概ね肯定的なもので、うち犯罪被害者等支援に関する意見が多く(28件)寄せられた。

2 主な意見と計画への反映状況等

対応の区分は、反映した(◎)、すでに盛込済(○)、今後検討(△)

| 項目 | 主な意見 | 対応内容 | 対応 |
|-----------------------------------|--|--|----|
| 数値目標 | 推進施策の数値目標に、「性暴力被害者支援員の研修回数」を入れるべき。 | 数値目標に、性暴力被害者支援センターとつとりが実施する「性暴力被害者支援員の研修回数」を追加した。 | ◎ |
| | 計画を実効あるものとするため、可能な限り数値目標を取り入れることが必要。 | 第4期計画に比べ、3項目の数値目標を追加し、計17項目とした。 | ◎ |
| 子どもの良好な環境 | SNSの利用により、子どもや若者の被害防止のための広報啓発活動を強化してほしい。 | 「スマートフォン等におけるインターネット利用に関する教育啓発の推進」として盛込済みであり、引き続きSNSの危険性等について啓発を進める。 | ○ |
| 犯罪被害者等支援 | 支援員自身が心身に支障を来す場合があるので、心のケアのための支援等をしてほしい。 | 「犯罪被害者等支援団体の支援員のメンタルケアに資する研修実施」を追加した。 | ◎ |
| | スクールソーシャルワーカー等に対し犯罪被害者が受ける心理等の研修をすべき。 | 「被害者となった児童生徒の心理面を理解し適切な対応を行う教育相談体制を整え、研修を行う」旨を追加した。 | ◎ |
| | 学校等において、性教育の充実、啓発の取組を推進してほしい。 | 「医師、助産師等の専門家や家庭等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の充実を図る」旨を追加した。 | ◎ |
| | 身体的被害と精神的被害の回復・軽減及び適切な対応を関係する箇所に全て記載し、支援を実施すべき。 | 身体的被害と精神的被害の回復・軽減及び適切な対応について、関係する全ての箇所に明記した。 | ◎ |
| | 犯罪被害者の日常生活支援の充実のためには、各市町村で犯罪被害者支援条例の制定等が必要。そのため、市町村職員等に対する研修会をさらに充実し、バックアップすること。 | 犯罪被害者等支援に関する条例制定の数値目標を全19市町村として定めるとともに、「市町村への情報提供・取組支援」の項目に条例制定の推進について盛込済み。今後も引き続き研修会を開催したり、支援条例の制定について市町村に対する働きかけを行う。 | ○ |
| | 「犯罪被害者に対する見舞金や無利子貸付金」制度の創設や、市町村に対して同様の制度創設の働きかけを行うべき。 | 他県の犯罪被害者支援制度の状況について調査を行い、市町村、県警、犯罪被害者等支援団体等と協議の上、支援制度の創設について検討を行う。 | △ |
| 県営住宅への優先入居に関連し、引越し費用の支援等を盛り込めないか。 | | △ | |

3 今後のスケジュール

令和2年3月下旬 策定した計画を県ホームページで公表